

第四世代移動通信システムの開設計画に係る認定開設者 2 者合意内容

開設指針第三章第三項 終了促進措置に関する事項
開設指針第三項 第 1 号
1. STL 等(放送番組中継を行う無線局)
<ul style="list-style-type: none"> ・終了促進措置については、平成 33 年 6 月末までに完了します。(設備変更の工事は平成 30 年度下期から平成 33 年 6 月末にかけて実施します。) ただし、免許人団体や対象免許人からの要望がある場合には、個別に協議を実施します。 ・特定基地局の開設については、各認定開設者が運用を開始する地域の対象免許人から合意を得ます。 ・対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成 33 年 6 月末を期限として周波数共用を実施します。 ・代替手段での対応が困難な場合には、対象免許人と認定開設者間で干渉回避の確認を行います。 ・干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。
2. FPU
<ul style="list-style-type: none"> ・終了促進措置については、平成 33 年 6 月末までに完了します。(設備変更の工事は平成 30 年度下期から平成 33 年 6 月末にかけて実施します。) ただし、免許人団体や対象免許人からの要望がある場合には、個別に協議を実施します。 ・特定基地局の開設については、各認定開設者が運用を開始する全ての対象免許人から合意を得ます。 ・対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成 33 年 6 月末を期限として周波数共用を実施します。 ・代替手段での対応が困難な場合には、対象免許人と認定開設者間で干渉回避の確認を行います。 ・干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。
開設指針第三項 第 5 号(2)
実施概要の周知
<ul style="list-style-type: none"> ・実施概要の周知については、合意日から 1 ヶ月以内に、他の認定開設者と連携して、認定開設者各社のウェブサイト、免許人団体のウェブサイトや会報、放送関係出版物への掲載等により実施概要の周知を開始します。 ・免許人団体との協議の結果、不要と判断された周知媒体については、周知の実施を省略します。

開設指針第3項 第5号(3)
実施手順の通知
<ul style="list-style-type: none"> ・実施手順の通知については、郵送(配達証明郵便)又は同等の手段により実施手順の通知を実施し、合意の日から6ヶ月以内に完了します。 ・実施手順の通知が対象免許人へ配達できない場合は、電話や直接訪問により、免許人住所を確認いたします。
開設指針第3項 第5号(4)
周知・通知の事前協議
<ul style="list-style-type: none"> ・免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施します。
開設指針第3項 第5号(5)
1. STL等(放送番組中継を行う無線局)
<ul style="list-style-type: none"> ・STL等の対象免許人との協議については、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払い方法・時期、周波数共用のための運用方法等について、通知を終えた対象免許人から順次開始します。 ・対象免許人との協議については、個別訪問を行います。 ・必要に応じて技術の専門家を交えて協議します。
2. FPU
<ul style="list-style-type: none"> ・FPUの対象免許人との協議については、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払い方法・時期、周波数共用のための運用方法等について、通知を終えた対象免許人から順次開始します。 ・対象免許人との協議については、個別訪問を行います。 ・必要に応じて技術の専門家を交えて協議します。
開設指針第3項 第6号(3)
他の認定開設者との合意内容の公表
<ul style="list-style-type: none"> ・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と合意した内容をインターネットで公表します。
開設指針第3項 第6号(4)
窓口の設置
<ul style="list-style-type: none"> ・問合せ窓口については、合意日から1ヶ月以内に、電話及びメールによる専用窓口を認定事業者毎に設置、運用を行います。認定事業者間での連携・情報共有できるよう問合せ内容を共有・通知できる仕組みを構築します。 ・窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施します。

開設指針第3項 第6号(5)

実施手順の通知内容の公表

・実施手順の通知内容をインターネットで公表します。

開設指針第3項 第6号(6)

費用負担の公正確保

・終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮します。

開設指針別表第三の一の7（終了促進措置に関する事項について、対象免許人との迅速な合意形成を図るための具体的な対策並びに迅速かつ円滑な実施を図るための具体的な方策に関する計画）

対策及び体制に関する計画を有していること

1. 対策の観点での記載事項

- ・対象免許人との協議にあたり、免許人団体とスケジュール等を事前相談のうえ、実施します。
- ・対象免許人との協議において、対象免許人ごとに担当者制を導入します。
- ・対象免許人との間で、必要に応じて守秘義務契約を締結します。
- ・対象免許人から製造業者の指定がある場合は、製造業者へ情報提供し、計画的な生産体制整備を依頼します。
- ・対象免許人から要望があった場合は、終了促進措置の工事に伴い対象免許人の 3.4GHz 帯無線局を停止してから 3.4GHz 移行先周波数の無線局の運用を開始するまでの間において、事業を継続するための代替手段を提供します。
- ・対象免許人の品質評価・機器選定等について、事前の確認ができるよう支援する等、必要に応じて、製造事業者と連携のうえ支援します。
- ・対象免許人から要望があった場合は、エリア設計に関する技術支援を実施します。また、基地局基盤の提供、その他技術的な支援等について、必要に応じて検討します。
- ・対象免許人から要望があった場合は、新周波数帯の無線局の開設にあたり、STL 等の設置場所の確保等を支援します。
- ・対象免許人からの要望があった際には、対象免許人と協議の上、干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。
- ・対象免許人の移行に関する問題等については、対象免許人との協議開始後も、連絡会を開催して対応策の検討を行い、認定開設者や免許人団体、必要に応じて対象免許人へそれぞれフィードバックを実施します。

2. 体制の観点での記載事項

- ・対象免許人や免許人団体との協議、対象免許人への周知・通知、問い合わせ対応等を実施するため、平成 31 年 1 月 を目途に各認定開設者は専門組織を設置します。
- ・終了促進措置を円滑に実施できるよう適宜要員を確保します。
- ・各認定開設者の専門組織の体制については、STL等、FPU をそれぞれ統括する各部署を設置します。
- ・終了促進措置の実施にあたり、作業の遅延等が発生した場合には、遅延原因の調査を行い、要員の補充や原因の解決に努めます。
- ・終了促進措置のスケジュール等の共有、課題抽出・進捗確認等を実施するため、認定開設者、免許人団体、製造業者等による協議会を必要に応じて設置・開催します。
- ・協議会には STL 等・FPU の各部会を設置します。
- ・必要に応じて、協議の斡旋・調停・仲裁を行う候補として弁護士を紹介します。
- ・必要に応じて学識経験者・弁護士等からなる監査用アドバイザーボードの設置も検討します。

3. その他の記載事項

- ・認定開設者間または免許人団体等との協議により、開設計画の合意内容について見直すことがあります。